# 社会福祉法人もみじ会

# デイサービスセンターにこにこプラザ六戸

# 通所介護事業　重要事項説明書

当事業所は、通所介護サービスの提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明致します。

## １　事業者（法人）の概要

| | |
|---|---|
| 事業者（法人）の名称 | 社会福祉法人もみじ会 |
| 主たる事務所の所在地 | 〒０３３-００７１<br>上北郡六戸町大字犬落瀬字権現沢５４－７６７ |
| 代表者（職名・氏名） | 理事長　大　竹　喜　彦 |
| 設立年月日 | 平成１１年5月１７日 |
| 電話番号 | ０１７６－７０－１１００ |

## ２　事業所の概要

当事業所の設備の概要

| | | |
|---|---|---|
| ご利用事業所の名称 | デイサービスセンターにこにこプラザ六戸 | |
| サービスの種類 | 通所介護事業 | |
| 事業所の所在地 | 〒033-0071　青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字権現沢 54-767 | |
| 事業所の管理者 | 竹内　亜貴 | |
| 電話番号 | 0176-70-1100 | |
| 指定年月日・事業所番号 | 平成１２年4月１日 | ０２７２５００４６３ |
| 実施単位・利用定員 | １単位 | 定員４０名 |
| 通常の事業の実施地域 | 六戸町、三沢市、おいらせ町、十和田市、東北町（菩提寺、虫神、小川原地区） | |
| 面積 | 敷地面積　　２，４５０．５４㎡ | |
| 建物概要 | 平屋造１階建て　延床面積　　２４９．４１㎡ | |
| 損害賠償責任保険 | 介護保険・社会福祉事業者総合保険 | |

## ３　事業所の主な設備の概要

| | |
|---|---|
| 食堂・機能訓練室 | １２６㎡ |
| 休養室 | ２７．５㎡ |
| 談話室 | ５０．４㎡ |
| 事務室・相談室 | ２８．６㎡ |
| 浴室 | 一般浴槽：３７．５㎡　　特殊浴槽：２６．５㎡ |
| 送迎車両 | ６台 |

## 4　事業の目的と運営の方針

（1） 事業の目的

社会福祉法人もみじ会が開設するデイサービスセンターにこにこプラザ六戸（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者（以下、「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（2） 運営の方針

① 事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指す。

② この事業所の従業者は、事業の提供に当たり、利用者に対し、家族との協力・信頼関係のもとサービスを提供する。また、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

③ 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、六戸町地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

④ 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

⑤ 事業所は、事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、又は利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し、自ら適切な指定通所介護を提供することが困難な場合を除いて、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

⑥ 事業所は、通所介護サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適当な指導を行うとともに、当該利用者に関わる地域包括支援センターに対する情報の提供及び保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努める。

※上記の他、市町村が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施します。

## 5　提供するサービスの内容

提供するサービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行います。

| | |
|---|---|
| 送迎 | 居宅から事業所までの送迎及び乗降の自立に向けた介助・必要な支援を行います。 |
| 健康状態の確認 | 血圧や体温等、バイタルサインの確認・観察を通じて異常の早期発見に努め、家族や主治医との連携を図ります。 |
| 食事の提供 | 栄養のバランス及び高齢者の嗜好・嚥下能力に合わせた食事の提供及び自立に向けた介助・支援を行います。 |
| 入浴 | 利用者の心身状態に合わせた援助方法を用い、安全でリラックスした入浴を提供致します。 |
| 日常生活における相談及び助言 | 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。 |
| 機能訓練・アクティビティー | 利用者が日常生活を営む上で必要な日常生活動作・生活行為に関して、機能訓練及び実践的な練習を行うことにより、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指します。 |
| その他日常生活上の援助 | 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。 |

## 6　営業日時

| | |
|---|---|
| 営業日 | 月～土曜日 |
| 営業時間 | 午前８時００分　から　午後５時００分まで |
| サービス提供時間 | 午前９時００分　から　午後４時１５分まで |

## 7　従業者の職種、員数及び職務の内容

| 従業者の職種 | 常勤 | 非常勤 | 職務の内容 |
|---|---|---|---|
| 管理者 | 1 | | 介護従業者及び業務管理 |
| 生活相談員 | 3 | | 相談・処遇の企画実施 |
| 看護職員 | 1 | 1 | 保健衛生、看護 |
| 介護職員 | 9 | 3 | 介護業務 |
| 機能訓練指導員 | 3 | 2 | 機能訓練 |

## 8　利用料金

（1）利用料　　※別紙参照

（2）支払方法

上記（1）及び（2）のその他の費用は、毎月１０日までに前月分の請求をいたします。お支払方法は、銀行・郵便局の指定口座からの引き落としを原則とし、銀行指定日に引き落としとさせて頂きます。銀行口座等からの引き落としが出来なかった場合、銀行振り込み、現金払いにて翌月末日までにお支払ください。

## 9．サービスの利用に当たっての留意事項

従業者は、事前に利用者に対して、下記の点に留意するように指示を行ない、利用者は、従業者の指示に従ってサービス提供を受けて頂きます。

(1) 主治医からの指示事項や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。気分が悪くなったときは速やかに申し出て下さい。

(2) 体調不良によってサービスの利用に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがあります。

(3)事業所内における感染症の発生又はまん延防止のため、事業所が行う予防対策等の措置又は指示には従うとともに自ら感染症発生の防止に努めて頂きます。

(4)非常災害に備える為、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を実施するので、これに協力して頂きます。

(5)事業所の設備・備品を利用する際には、事業所の従業者の指示に従って頂きます。

(6)他のサービス利用者の迷惑となる行動等は慎んで頂きます。

①飲酒の禁止　②暴言・暴力の禁止　③金銭授受の禁止　④その他の勧誘等

(7)利用者の事情で時間に遅れた場合、送迎サービスが受けられない場合があります。

(8)正当な理由なしに、有する能力を発揮しないこと等により、自己の要介護状態等の程度を悪化させることがないよう協力して頂きます。

## １０．秘密保持及び個人情報の保護

・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。

・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、緊急時の医療機関への受診、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

## １１．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族

等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。
病状等の状況によっては、事業所の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

## １２．事故発生時の対応

事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等、担当の介護支援専門員及び市町・県に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。ただし、当該損害について事業者の故意・過失等の責任を問えない場合はこの限りではありません。
当事業所は、あいおいニッセイ同和損保の介護保険・社会福祉事業者総合保険を契約しています。

## １３．苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

**（1）事業所の窓口**

| | |
|---|---|
| 事業所相談窓口 | 電話番号　０１７６－７０－１１００<br>受付時間　月曜日から土曜日の８時から１７時<br>担当者名　竹内　亜貴 |

**（2）その他苦情申立の窓口**

| | | |
|---|---|---|
| 苦情受付機関 | 第三者委員（佐々木　誠一郎） | 電話　０１７８－２４－１６６１ |
| | 第三者委員（田中　栄寿） | 電話　０１７６－５５―２８３２ |
| | 六戸町地域包括支援センター | 電話　０１７６－２７―６６８８ |
| | 青森県国民健康保険団体連合会 | 電話　０１７－７２３－１３３６ |

## １４．非常災害対策

・事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的な防災計画を作成します。
・事業所は、防災計画に基づき、年２回以上、利用者及び従業者等の避難、救出その他必要な訓練を行います。

| | |
|---|---|
| 避難訓練等の概要 | 年２回以上の避難訓練、救出、その他の訓練実施 |
| 防火設備等の概要 | 自動火災報知機・誘導灯・消火器 |
| 防火責任者 | 白井　純一朗 |

## １５．サービスの開始及び中止

（1）　居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業所に依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員にご相談ください。介護計画の作成及び説明と同意後にサービス提供開始となります。
（2）　利用者は事業者に対して、サービス提供日の前日午後５時までに事業者まで連絡をして下さい。当日やむを得ない事情により、お休みするときには当日午前８時までに連絡をして下さい。
（3）　事業者は利用者の体調不良等の理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては以下に記載したとおりです。

**＊健康上の理由による中止**

① 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスの内容の変更または中止をすることがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
ご利用中に体調が悪くなった場合サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、

適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

## １６．サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

**（１）利用者のご都合でサービスを終了する場合**

サービスの終了を希望する日の７日以内にお申し出下さい。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が７日以内の申し出でも契約を解約することができます。

**（２）事業所の都合でサービスを終了する場合**

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、１ヶ月前までに文書で通知します。

**（３）自動終了**

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

・利用者が介護保険施設へ入所した場合
・利用者の要介護状態区分が自立と判定された場合
・利用者が基本チェックリスト該当者でなくなった（自立と判断された）場合
・利用者が死亡した場合

**（４）その他**

①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。
・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
・事業者が、守秘義務に反した場合
・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
・事業者が、倒産した場合

②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。
・利用者の利用料等の支払いが３ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、３０日以内に支払われなかった場合
・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、信頼・協力関係を毀損し、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

## １７．虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の虐待等の防止・人権擁護のため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待を防止するための通所介護等従業者に対する研修の実施
（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
（３）その他虐待防止のために必要な措置
（４）事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを町に通報するものとする。

令和　　年　　月　　日

事業所は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

説　明　者　所 在地　　青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字権現沢５４－７６７
事業所名　　デイサービスセンターにこにこプラザ六戸
職　　名
氏　　名　　印

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。また、医療上の緊急受診の必要がある場合、又はサービス担当者会議等において個人情報を用いることに同意します。

（利用者）　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（身元引受人）私は、本人に代わり、上記署名・捺印を行いました。私は、本人の契約意思を確認しました。

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

本人との続柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（連帯保証人）私は、サービス利用中は事業所管理者の指示に従うとともに、利用料金の支払い及び損害賠償の事項について同契約書、重要事項説明書の内容を遵守することを、利用者本人、代理人と連携して約します。

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

本人との続柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿